

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

議員名：遠藤 義法

質問事項1：豪雨災害や地震に対する総合的な施策は

質問要旨：

1. 「総合的な治水対策について改めて検討を行う」としてはありますが、吉川駅前の治水対策はどのように考えているのか。中川の河川改修、水底を掃うことで貯水能力はどれだけ増えるのか。共保のポンプ場は現在毎時何トンで、駅前冠水対策として今後の必要排水能力はいくらか。他の貯留施設実施の考えは。
2. 江戸川河川防災ステーション内に市の学習センター、避難所等を建設する計画ですが、その構想や面積、スケジュール等を明らかにしていただきたい。
3. 非耐震の家屋が多く残されています。目標に見合った耐震化の今後の取り組みは。

答弁を求める者：市長・担当部長

質問事項2：市の役割である公共交通の充実を

質問要旨：

1. 市民の外出支援を求める声が多い。市街地や市街化調整区域に関わらず、全市を網羅した公共交通施策を早急に検討して実施すべきであると考えます。市の見解を求めます。
2. 東部7市町で設立した「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」は何を目指し、市は何を期待するのか。

答弁を求める者：市長・担当部長

質問事項3：公費負担を増やし、国保税引き下げを

質問要旨：

国民健康保険税が高すぎて払いきれないとの声が多くあります。

次の点について伺います。

1. 公的医療保険と比較して国保加入者の所得は低いが保険税が一番高く、滞納者が多いといわれていますが、実態は。
2. 県と市の共同運営が3年目に入っていますが、市の独自運営時と財政的に変わった点は。
3. 医療費適正化対策実施で事業はどのように変わったか。
4. 全国知事会などは、協会けんぽ並みに国保税を引き下げるために公費負担の増額を求めています。市の見解と国・県への要望の取り組みは。子どもの均等割軽減の考えは。

5. 県内市町村の保険税を統一するための協議は進んでいるのか。「法定外繰入」を解消すべき「赤字」として、繰り入れを行わないことを前提にしています。23年度まで50%削減する計画ですが、国保税の引き上げにつながらないか。課税限度額の考え方は。

答弁を求める者：市長・担当部長

質問事項4：公立学校の変形労働時間制導入は適正か

質問要旨：

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする法案が成立しました。この制度についての教育長の認識と今後の取り扱いについての考え方をまず伺います。

教職員の労働時間や児童生徒に向き合う時間確保を問題視するのであれば、まず市や教育委員会が詳細な勤務実態調査を実施すること。授業準備も労働であることを認識し、定時内に授業準備をする時間が確保されるようにすること。必要な教職員の増員を確保することが必要と考えますが、市の見解は。

答弁を求める者：市長・教育長・担当部長

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担 当：都市整備部河川下水道課 内線2007

議 員 名：遠藤 義法

質問事項：1. 豪雨災害や地震に対する総合的な施策は

質問要旨：1. 「総合的な治水対策について改めて検討を行う」としてありますが、吉川駅前の治水対策はどのように考えているのか。中川の河川改修、水底を掃うことで貯水能力はどれだけ増えるのか。共保のポンプ場は現在毎時何トンで、駅前冠水対策として今後の必要排水能力はいくらか。他の貯留施設実施の考えは。

2. 江戸川河川防災ステーション内に市の学習センター、避難所等を建設する計画ですが、その構想や面積、スケジュール等を明らかにしていただきたい。

口 述 案：

1点目の「豪雨災害や地震に対する総合的な施策」についてのうち、1番目の「総合的な治水対策」についてでございますが、「吉川駅前の治水対策」につきましては、3年確率から5年確率に増加した雨量に対応することが重要であると考えております。

次に、「中川の河川改修や浚渫による貯水能力の向上」についてでございますが、江戸川河川事務所に確認したところ、貯水量の増加量については算出していない、と伺っております。

次に、「共保雨水ポンプ場の排水能力」についてでございますが、現在は、3台で毎秒4.4立方メートルとなっております。

吉川駅前を含む第一排水区・第一分区の5年確率に対応する雨量を排水するとした場合には、毎秒約2.8立方メートルの上乗せが必要であると試算されておりますが、ポンプの増強には、江戸川河川事務所との協議が必要であり、どこまで増強できるか、不透明な状況でございます。

今後の治水対策にあたりましては、ポンプ設備の増強と雨水貯留について、計画の中で検討をしてきた案を含め、様々な手法を検討してまいります。

次に、2番目の「江戸川河川防災ステーション内の市の施設計画」についてでございますが、市が設置を予定している水防センターの利用方法や規模、機能、スケジュールにつきましては、未定でございます。

今後とも、工事工程と進捗に注視し、江戸川河川事務所と情報交換を密に行い、防災

ステーションの具体的な事業計画、スケジュールを見ながら、地域の皆様と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担 当：都市整備部都市計画課 内線2018

議 員 名：遠藤 義法

質問事項：1. 豪雨災害や地震に対する総合的な施策は

質問要旨：3. 非耐震の家屋が多く残されています。目標に見合った耐震化の今後の取り組みは。

口 述 案：

3番目の「目標に見合った耐震化の今後の取り組み」についてでございますが、本市におきましては、建築物耐震改修計画に基づき、昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準の建築物の耐震化を促進しているところでございまして、当計画では、耐震化の目標として住宅の耐震化率を掲げており、住宅・土地統計調査を基に推計した平成25年10月1日現在の85%を令和2年度に95%以上にするとしております。

本市といたしましては、目標を達成するための取り組みとして、耐震化の重要性や補助制度などにつきまして、広報紙やホームページ、ポスター、また減災プロジェクトや市民まつりなどの機会を捉え、広く周知しているとともに、耐震化における費用負担の軽減を図るため、無料の簡易耐震診断の実施や、その後の精密な耐震診断と耐震改修の費用に対する補助制度により、耐震改修の支援を行っているところでございます。

また、新たな取り組みとして、平成30年度からは、目標値に近づけられるよう、より効果的に耐震化への意識向上を図り、耐震改修へとつなげるため、旧耐震基準の木造戸建て住宅の所有者にダイレクトメールを送付しているところでございます。

今後も引き続き、耐震化への意識向上を図るため、あらゆる機会と手段を用いて周知啓発を行うとともに、補助制度や情報提供、相談などによる支援を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担 当 : 政策室 企画担当 内線2240

議 員 名 : 遠藤 義法

質問事項 : 市の役割である公共交通の充実を

質問要旨 : 1、市民の外出支援を求める声が多い。市街地や市街化調整区域に関わらず、全市を網羅した公共交通施策を早急に検討して実施すべきであると考えます。
市の見解を求めます。

口 述 案 :

2点目の「市の役割である公共交通の充実を」のうち、1番目の「全市を網羅した公共交通施策の実施に対する市の見解」についてでございますが、市内の公共交通施策の検討にあたりましては、常に市全体を捉え、これまで吉川駅を中心とした路線バス網の整備・充実を柱とし、市街化調整区域を運行するバス路線への経費補助などを行ってまいりました。また、平成29年からはこれらの路線バスを補完する目的として、タクシー利用料金助成事業を試行的に実施しているところでございます。

しかしながら、まちづくりの進展に伴う吉川美南駅へのアクセスや全国的な傾向と同様に高齢化に伴う運転免許返納の増加など、市民の移動に係る新たな課題があることも十分に認識しているところでございますので、引き続きこれらの課題への対応を検討してまいりたいと考えております。

令和2年第2回（3月）定例会 一般質問

担 当：都市整備部都市計画課 内線2018

議 員 名：遠藤 義法

質問事項：2. 市の役割である公共交通の充実を

質問要旨：2. 東部7市町で設立した「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」は、何を指し、市は何を期待するのか。

口 述 案：

2番目の「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会について」ですが、当協議会は、さいたま市と県東南部の5市1町が相互に協力・連携のもと、高齢の方、障害のある方など、あらゆる方がどこへでもシームレスで安全で自由に外出や移動のできる広域的な新たなモビリティサービスの導入を目指し、昨年6月に設立したものでございます。

設立後、当協議会では、国の職員や大学教授、民間事業者などの有識者をお招きし、国の施策の動向や海外での事例、また、他自治体のモデル事業など、新たなモビリティサービスに関する勉強会や試乗会などを行っているところでございます。

当市といたしましては、次世代の移動サービスとなる「新たなモビリティサービス」の導入は、第5次総合振興計画の後期基本計画で掲げる「充実した公共交通網の整備」に寄与するものと考えておりますので、当協議会におきまして、課題整理や検証、また、実現可能性などについて共同研究することにより、広域的、また、当市の地域性にあった将来的な公共交通サービスの一つとして研究を進めていくことが期待できるものと考えております。

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担当：健康長寿部国保年金課 内線1019

議員名：遠藤義法議員

質問事項：公費負担を増やし、国保税引き下げを

質問要旨：

1. 公的医療保険と比較して国保加入者の所得は低いですが保険料が一番高く、滞納者が多いといわれていますが、実態は。
2. 県と市の共同運営が3年目に入っていますが、市の独自運営時と財政的に変わった点は。
3. 医療費適正化対策実施で事業はどのように変わったか。
4. 全国知事会などは、協会けんぽ並みに国保税を引き下げのために公費負担の増額を求めています。市の見解と国・県への要望の取り組みは。子どもの均等割軽減の考えは。
5. 県内市町村の保険料を統一するための協議は進んでいるのか。「法定外繰入」を解消すべき「赤字」として、繰り入れを行わないことを前提にしています。23年度までに50%削減する計画ですが、国保税の引き上げにつながらないか。課税限度額の考え方は。

口述案：

3点目の「公費負担を増やし、国保税引き下げを」のうち1番目の「協会けんぽと比較した国保の実態」についてでございますが、平成29年度の全国平均の一人当たりの平均所得は、国保86万円に対し、協会けんぽは151万円、平均保険料は、国保8.7万円に対し、協会けんぽは11.4万円で、収納率は、国保92.45%に対し、協会けんぽは98.2%ございました。

次に、2番目の「市の独自運営時と財政的に変わった点」についてでございますが、医療費の多寡にかかわらず、県が責任を持ち、保険給付費の支払いに必要な額を市に交付することとなったため、財政運営上のリスクが回避されるとともに、3400億円の公費拡充の継続実施により、財政基盤が強化され、制度の持続性が高まったものと考えております。

次に、3番目の「医療費適正化対策実施による事業の変化」についてでございますが、

市では、これまで、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上やジェネリック医薬品の使用促進のための取り組み、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、被保険者資格の適正化などの医療費適正化の取組みに加え、令和2年度は、特定健診の未受診者に対して、ナッジ理論とAIを活用した効果的な受診勧奨を実施してまいります。

次に、4番目の「公費拡充に対する市の見解と国・県への要望の取り組み」についてでございますが、財政基盤の強化や安定的かつ持続的運営のため、更なる財政支援措置について、全国市長会や埼玉県国保協議会等を通じて、国に、要望しているところでございます。

また、「子どもの均等割の軽減措置」につきましては、国の責任において財政措置を含めた均等割保険税を軽減する支援制度の創設について、国に、要望しております。

次に、5番目の「県内市町村の保険税統一の協議の進捗」についてでございますが、これまで、県と市町村で保険税水準の統一に向けた議論を重ね、保険税水準の統一について段階的に進めていくという次期運営方針の骨子案を作成したところでございます。

次に、「法定外繰入の50%削減が国保税引き上げにつながらないか」についてでございますが、医療費の適正化や収納率向上の取り組み、公費の獲得、賦課限度額の法定限度額まで引き上げるとともに、国民健康保険財政調整基金を活用してまいりたいと考えております。

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担 当：教育部学校教育課 内線2032

議 員 名：遠藤義法

質問事項：4. 公立学校の変形労働時間制導入は適正か

質問要旨：公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする法案が成立しました。この制度についての教育長の認識と今後の取り扱いについての考え方をまず伺います。

教職員の労働時間や児童生徒に向き合う時間確保を問題視するのであれば、まず市や教育委員会が詳細な勤務実態調査を実施すること。授業準備も労働であることを認識し、定時に授業準備をする時間が確保されるようにすること。必要な教職員の増員を確保することが必要と考えますが、市の見解は。

口 述 案：

4点目の「公立学校の変形労働時間制導入について」でございますが、1番目の「教育長の認識と今後の取り扱いについて」でございますが、変形労働時間制の導入を盛り込んだ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が昨年12月に参議院本会議で可決され、さまざま議論がなされていると認識しております。

業務の多い4月等の勤務時間を増やし、代わりに8月の休日を増やす等の例が上がっておりますが、例えば育児しながら働く場合、保育園に預けられる時間等社会的な環境整備と連動しなければ、難しいと考えております。

この法案は、教員の長時間労働が問題となり働き方改革の一環であることから、本市では「働き方改革」に引き続き視点を当てて、校長を中心に各学校での改善に加えて、現場の状況から行政としてできる支援を行ってまいります。

次に、2番目の「詳細な勤務実態調査の実施について」でございますが、現時点で詳細な勤務実態調査を行う予定はございませんが、既に導入している校務支援システムとICカードで在校時間を把握しておりますので、引き続き、その把握から教職員の健康管理に努めてまいります。

次に、3番目の「授業準備も労働である事を認識し、定時に授業準備をする時間の確保について」でございますが、教職員が授業準備にあてられる時間を確保するため、これまで市教育委員会や学校では会議や研修の精選をするとともに、昨年度から学校事務支援員を配置したことで授業プリントの印刷などを支援できるようにしております。

一方、新学習指導要領で新しく内容が加わることや若手教職員の増加などから教育の質の確保のため研修を行うなどの必要がございます。

今後も、授業準備が短時間でできるよう、教職員同士の学び合いの充実、そして教育財産の共有を図ってまいります。

次に、4番目の「教職員の増員について」でございますが、教員の任命権者は県教育委員会であることから、学級数に対しての教員の人数は法令で定められております。そのような中、教職員の負担軽減ができるよう、市費において各学校に特別支援教育支援員、少人数指導教員さらに学校事務支援員などを配置してまいりました。

今後も、教育委員会では各校での課題を明確にし、その課題を解決するために県からの教職員加配を積極的に申請するなど人員の確保に努め、教職員一人ひとりを大切にしたい方策を計画的に進めてまいります。